

特定非営利活動法人 日本国際ボランティアセンター定款

第1章 総則

第1条（名称）この法人は、特定非営利活動法人日本国際ボランティアセンターと称する。
（英語名 Japan International Volunteer Center, 略称 JVC）

第2条（事務所の所在地）この法人は、主たる事務所を東京都台東区に置く。

第3条（目的）この法人は、地球上の全ての人々が自然と共存し、共に生きられる社会を築くために、1）世界の様々な場所で国際協力の活動を通して、社会的に強い困難な状況を、自ら改善しようとする人々を支援し、2）地球環境の保全を図る活動並びに、社会教育活動を通して、新しい生き方と人間関係を創り出すことを目的とする。

第4条（活動の種類）この法人は第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の活動を行う。

- （1）社会教育の推進を図る活動
- （2）環境の保全を図る活動
- （3）災害救援活動
- （4）人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- （5）国際協力の活動
- （6）男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- （7）前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動。

第5条（活動に係る事業の種類）この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- ①世界各地の難民、紛争や災害による被災民及び社会的に困難な境遇にある人々に対しての救援・復旧・復興協力事業、及び開発協力事業、政策提言並びにそれらに係る事業。
- ②国内の大規模災害で被災した人々に対しての救援・復旧・復興協力事業、政策提言並びにそれらに係る事業。
- ③前項①・②に関して、機関誌・刊行物等の発行及びマスメディア等を通じての広報活動並びに社会教育、政策提言などの事業。
- ④この法人の目的にかなう事業を行っている他団体に対しての支援事業。
- ⑤その他この法人の目的達成に必要な事業。

第2章 会員

第6条（種別）この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）における社員とする。

- ①正会員
この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体。
- ②賛助会員
この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体。
- ③特別会員
理事会において推薦された個人又は団体。

第7条（入会）正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。

2、代表理事は、前項の申込みがあったとき、本会の目的に合致すると認めるときは正当な理由のない限り、入会を認めなければならない。

3、代表理事は、第1項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

4、特別会員に推薦された者は、入会の手続を要せず、本人の承認をもって会員となる。

第8条（会費）会員は、総会において別に定める会費を納入する。

2、正会員は、前条の条件に加え会費の納入によってその資格を取得する。

第9条（退会）会員は、退会の届けを代表理事に提出して、任意に退会することができる。

2、会員が次の各号のいずれかに該当するときは退会したものとみなす。

①死亡したとき。団体にあっては解散したとき。

②会員が正当な理由なく会費を1年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもそれに応じない時。

第10条（除名）会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会において3分の2以上の議決に基づき除名することができる。

①この定款又は規則に違反したとき。

②この法人の名誉を著しく傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

第3章 役員

第11条（役員の種別及び定数）この法人に次の役員を置く。

①理事 7人以上

②監事 1人以上2人以内

第12条（役員の選任）理事及び監事は、総会において正会員（団体にあってはその代表者）の中から選任する。

2、理事会は、次の役職者を過半数の議決で選任する。

①代表理事 1名

②副代表理事 1名

3、役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1名を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4、法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5、監事は、理事又は職員を兼任することはできない。

第13条（理事の職務）代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2、副代表理事は代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

- 3、理事は、理事会の構成員として、法令・定款、総会及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

第14条（監事の職務） 監事は次の業務を行う。

- ①理事の業務執行の状況を監査すること。
- ②この法人の財産の状況を監査すること。
- ③前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- ④前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
- ⑤本条1号、2号の点について理事に意見を述べること。

第15条（役員の任期） 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2、補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3、前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 4、役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第16条（解任） 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員に弁明の機会を与えた上で総会において3分の2以上の決議に基づいて解任することができる。

- ①心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- ②職務上の義務違反があると認められるとき。
- ③その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

- 2、前項の規定にかかわらず、役員が法第47条第1号に規定する欠格事由に該当すると認められるときは、理事会の決議に基づいて解任することができる。

第17条（役員の報酬） 役員のうち、常勤又はそれに準ずる役員は理事会の決議により有給とすることができ、その余の役員は無給とする。

- 2、前項の有給の役員の員数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。
- 3、役員には、その職務執行に必要な費用を弁償することができる。
- 4、前3項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第4章 顧問

第18条（顧問） 本会に顧問を若干名置くことができる。

- 2、顧問は、理事会の推薦により、代表理事が書面をもって委嘱する。
- 3、顧問は、理事会に出席することができ業務について代表理事の諮問に応える。

4、この法人に特別の貢献があった顧問を、特別顧問とすることができる。

第5章 会 議

第19条（種別）この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2、総会は、通常総会と臨時総会とする。

第20条（総会の構成）総会は、この法人の最高の意思決定機関であって、正会員をもって構成する。

2、賛助会員及び特別会員は、総会に出席し意見を述べることができる。

第21条（総会の権能）総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- ①定款の変更
- ②解散及び合併
- ③事業計画及び活動予算
- ④事業報告及び決算
- ⑤役員の選任又は解任、職務及び報酬
- ⑥入会金及び会費の額
- ⑦会員の除名
- ⑧解散における残余財産の帰属
- ⑨その他理事会が総会に付議した事項

第22条（総会の開催）通常総会は、毎年1回開催する。

2、臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- ①理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- ②正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- ③監事が第14条第4号の規定に基づいて招集するとき。

第23条（総会の招集）総会は、前条第2項第3号によって監事が招集する場合を除いて、代表理事が招集する。

2、代表理事は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3、総会を招集するときは、総会の日時、場所、及び審議事項を記載した書面をもって、すくなくとも7日前までに正会員に対して通知を発しなければならない。

第24条（総会の議長）総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

第25条（総会の定足数）総会は、正会員の4分の1以上の出席がなければ開催することができない。

第26条（総会の議決）総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

2、議決権は、1人（又は1団体）につき1個とする。

第27条（総会での表決権等）各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2、やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくはFAXや電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3、前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4、総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

第28条（会議の議事録）総会の議事については、議長において議事録を作成する。

- 2、議事録には、議長及びその会議に出席した正会員のなかからその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印をしなければならない。

第6章 理事会

第29条（理事会の構成）理事会は理事をもって構成する。

- 2、理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。
 - ①総会に付議すべき事項
 - ②総会の議決した事項の執行に関する事項
 - ③その他運営に関する重要事項

第30条（理事会の開催）理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- ①代表理事が必要と認めたとき。
 - ②理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - ③監事から招集の請求があったとき。
- 2、代表理事は前項第2号及び3号の請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならないが、代表理事がその期間内にこれを行わないときは請求者が自ら招集できるものとする。
- 3、理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により開催の日の少なくとも7日前までに通知を発しなければならない。

第31条（理事会の議事）理事会の議長は代表理事がこれにあたる。

- 2、理事会においては理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 3、理事会への出席については、会議の場所への直接の参集の他に、双方向性及び即時性が確保されたウェブ会議システムでの参加も出席とみなす。
- 4、理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決する。
- 5、やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委

任することができる。

- 6、前項の規定により表決した理事は、第2項および第3項の規定の適用については出席したものとみなす。
- 7、緊急を要する事項など、代表理事が必要と認めた事項について、代表理事から全理事に書面、FAX又は電磁的方法により通知し賛否を求めた場合には、書面、FAX又は電磁的方法による理事総数の過半数を得た賛否をもって、持ち回り議決として、理事会の議決とすることができる。
- 8、理事会の議事については、議長において議事録を作成し、議長及びその他の理事1人以上が、記名押印しなければならない。
- 9、前項の規定にかかわらず、第7項の持ち回り議決の場合には、理事総数、代表理事が全理事に通知した事項と通知から表決までの経緯、及び各理事の表決結果と付記意見の内容等の記録をもって議事録とする。この議事録には、代表理事及びその他の理事1人以上が、記名押印しなければならない。

第7章 資 産

第32条（資産の構成）この法人の資産は、次に挙げるものをもって構成する。

- ①財産目録に記載された財産
- ②会 費
- ③寄付金品
- ④財産から生じる収益
- ⑤事業に伴う収益
- ⑥その他の収益

第33条（資産の区分）この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

第34条（資産の管理）この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

- 2、この法人の経費は資産をもって支弁する。

第8章 会 計

第35条（会計の原則）この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

第36条（会計区分）この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

第37条（事業年度）この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第38条（事業計画及び予算）この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2、前項の規定にかかわらず、事業年度中であっても、代表理事が事業計画及び活動予算に変更の必要があると認めるときは、理事会の議決を経て、これを変更することができる。

る。

- 3、事業計画及び活動予算の変更があった場合は、代表理事は、その変更後最初に開催される総会に、その内容を報告しなければならない。

第39条（暫定予算）前条の規定にかかわらず、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立までの期間に係る暫定予算を編成し、執行することができる。

- 2、前項の暫定予算による収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第40条（予備費）予算超過又は予算外の支出に充てるため予算中に予備費を設けることができる。

- 2、予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第41条（事業報告及び決算）この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、事業年度終了後3ヶ月以内に、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更及び解散

第42条（定款の変更）この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- ①目的
- ②名称
- ③その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- ④主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- ⑤社員の資格の得喪に関する事項
- ⑥役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- ⑦会議に関する事項
- ⑧その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- ⑨解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- ⑩定款の変更に関する事項

- 2、この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければいけない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

第43条（解散）この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- ①総会の議決
- ②目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- ③正会員の欠亡
- ④合併
- ⑤破産手続開始の決定
- ⑥所轄庁による設立認証の取消し

- 2、前項1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。

- 3、第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第44条（清算人の選任）この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

第45条（残余財産の帰属）この法人が解散したときに残存する財産は、前条の総会において議決した、他の特定非営利活動法人または公益社団法人、公益財団法人に譲渡するものとする。

第46条（合併）この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

第47条（公告の方法）この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第11章 事務局

第48条（事務局の設置等）この法人の事務を処理する為、事務局を設置する。

- 2、事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3、事務局長及び職員は代表理事が任免する。
- 4、理事は事務局長もしくは職員と兼職することができる。
- 5、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

第12章 雑 則

第49条（備え付け書類）事務局は各事務所において、定款、その認証及び登記に関する書類の写し、役員名簿、並びに法第54条に定められた書類を備え置かなければならない。

- 2、事務局は毎年度始めの3月以内に、前年度における下記の書類を作成し、これらを、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、各事務所に備え置かなければならない。
 - ①前事業年度の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類。
 - ②前事業年度の年間役員名簿（前事業年度において役員であったことのある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿）。
 - ③前事業年度の末日における正会員のうち10人以上の者の氏名（法人にあってはその名称及び代表者氏名）及び住所または居所を記載した書面。
 - ④その他、法第54条によって必要とされる書類。

第50条（閲覧）会員及び利害関係人より前条の備え付け書類の閲覧請求があったときは、これを拒む正当な理由が無い限り、これに応じなければならない。

第51条（細則）この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

附 則

- 1、この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2、この法人の設立当初の役員は、第12条第1項の規定にかかわらず、設立総会において定める別表役員名簿のとおりとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成11年6月30日までとする。但し、所轄庁の認証がこれ以降になる場合は、所轄庁の認証後、次の通常総会の日までとする。
- 3、この法人の設立初年度の事業年度は、第37条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成12年3月31日までとする。
- 4、この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第38条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5、この法人の設立当初の会費は、第8条第1項の規定にかかわらず、設立総会で定められた下記の額とする。

正会員年会費	一般	10,000円、	団体	30,000円、	学生	5,000円
賛助会員年会費	一般	10,000円、	団体	30,000円、	学生	5,000円

附 則

この定款は、平成25年6月15日から施行する。

附 則

この定款は、平成25年10月15日から施行する。

附 則

この定款は、平成30年6月16日から施行する。

附 則

この定款は、平成30年9月18日から施行する。

附 則

この定款は、令和元年6月15日から施行する。

附 則

この定款は、令和元年8月13日から施行する。

附 則

この定款は、令和２年９月１０日から施行する。

附 則

この定款は、令和４年８月３日から施行する。

附 則

この定款は、令和７年１０月２２日から施行する。